

第5回定時評議員会 議事録

- 1.開催年月日 平成29年8月31日(木曜日) 13時～14時
- 2.開催場所 北陸会館3F会議室
- 3.評議員定数 評議員4名
- 4.出席者及び欠席者
- 1) 出席評議員 評議員 石上義則 評議員 米原幸一 評議員 半田宏志
評議員 南 芳雄
- 2) 欠席評議員 なし
- 3) その他の出席者 理事長 窪田正尚 監事 此木宏昭 事務長 中村道雄
- 5.議決事項

第1号議案 平成29年度事業報告の件

第2号議案 平成29年度決算報告承認及び会計監査の件

6.議事の経過の概要及びその結果

定刻 13 時に理事長及び各評議員が席に着き開会する。事務長から本日全員出席の報告を受け、定款第 18 条の規定に定める定足数を満たしていることを確認し、事務長が評議員会成立を宣言。

次いで定款 17 条の規定により、議長を互選されたい旨を述べ、互選の結果半田宏志氏が満場一致で議長に選任された。次に議事録署名人として議長が的場達也氏と石上義則の 2 人を指名し、兩人とも承諾し議案の審議に入った。

第1号議案 平成29年度事業報告の件

議長が1号議案の説明を中村事務長に求め、事務長が平成28年度の事業報告を報告する。

質疑なく報告は終了する。

第2号議案 平成29年度決算報告承認及び会計監査報告の件

議長は1号議案の説明を中村事務長に求め、中村事務長より平成28年度公益目的支出計画実施報告書、貸借対照表、貸借対照表内訳、財産目録、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記、付屬明細書の説明があった。議長は監事此木宏昭に監査報告を求める。

此木監事は、平成29年8月12日平成28年度の会計監査実施した結果、上記書類・帳簿記入は正常であり、領収書、諸伝票の保管は良好であった旨を報告。質疑なく議案は承認可決された。

13時50分議長は閉会を宣言し終了した。

一般財団法人北陸私鉄バス労働会館第5回定時評議員会

議長

半田宏志

議事録署名人

的場達也

議事録署名人

石上義則



第10回定時理事会 議事録

- 1.開催年月日 平成29年8月16(水曜日)
- 2.開催場所 北陸会館3F 会議室
- 3.理事・監事定数 理事4名 監事1名
- 4.出席者及び欠席者
 - 1) 出席理事・監事 理事長 窪田正尚 理事 山田洋秋 理事 南 弘樹
理事 的場達也 監事 此木宏昭
 - 2) 欠席理事 なし
 - 3) その他の出席者 事務長 中村道雄
- 5.議決事項 第1号議案 平成29年度事業報告承認の件
第2号議案 平成29年度収支報告承認の件
第3号議案 一階テナント入居について

6.議事の経過の概要及びその結果

定刻15時に理事長が議長席に着き開会する。事務長から本日全員出席の報告を受け、定款第36条の規定に定める定足数を満たしていることを確認し、理事長が理事会成立を宣言した。

報告事項

第1号議案 平成29年度事業報告承認の件

議長は第1号議案の説明を事務長に求め、中村事務長より別紙に基づき事業報告の説明。質疑なく議案は承認された。

第2号議案 平成29年度決算報告及び会計監査承認の件

議長は2号議案の説明を中村事務長に求め、平成29年度公益目的支出計画実施報告書、貸借対照表、貸借対照表内訳、財産目録、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記、付属明細書の説明。議長は此木監事に監査報告を求める。


此木監事は、平成29年8月3日(水曜日)平成29年度の会計監査実施した結果、上記書類・帳簿記入は正常であり、領収書、諸伝票の保管は良好であった旨を報告。質疑なく議案は承認された。


第3号議案 一階テナント入居について

一階喫茶店を8月下旬に営業を開始する。借主は吉田浩二氏。契約は有限会社E. N. Nとの賃貸契約とする。全員異議なく承認された。

以上をもって、全ての議案の審議を終了。15時40分議長は閉会を宣言し終了した。

一般財団法人北陸私鉄バス労働会館第10回定例理事会

理事長 窪田正尚 

監事 此木宏昭 

平成 29 年 8 月 15 日

一般財団法人北陸私鉄バス労働会館
代表理事 窪田 正尚 殿

一般財団法人北陸私鉄バス労働会館

監事 此水 亮 郎 

監査報告書

私、監事は、平成 28 年 7 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日までの当法人の事業年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、法令等の規定に基づき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私、監事は、理事及びその使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の調査を行い、当該事業年度の事業報告及びその附属明細書の妥当性を検討いたしました。さらに会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに公益目的支出計画実施報告書が、法令又は定款に従い、当法人の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているかどうかについて監査を行った。

2 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 計算書類及びその附属明細書は当法人の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- (4) 公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い、当法人の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

以上